

介護職員初任者研修課程 学則・実施要領

(研修事業者の名称、所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

1. 名称 株式会社フルケア大地
2. 所在地 富山県富山市黒瀬北町2丁目3番3号

(開講の目的)

第2条 高齢化社会の進展に伴い、介護が必要な高齢者は増加傾向にある。さらに、介護ニーズが多様化、高度化し、質の高い介護サービスに対応できる人材育成が急務となっている。今後の介護環境の現状を踏まえ、必要な介護知識や技術を有する質の高い介護職員を養成することを目的とする。

(研修の名称)

第3条 研修の名称は介護職員初任者研修とする。

(研修課程及び実施方法)

第4条 研修は介護職員初任者研修課程を通学形式で実施する。

(実施場所)

第5条 研修は次の場所で行う。

- 名称 株式会社フルケア大地
所在地 富山県富山市黒瀬北町2丁目3番3号

(研修期間)

第6条 研修期間は別に定める。

(研修の時間)

- 第7条 第1時限 9:20 ~ 10:20
第2時限 10:30 ~ 11:30
第3時限 11:40 ~ 12:40
昼食 12:40 ~ 13:20
第4時限 13:20 ~ 14:20
第5時限 14:30 ~ 15:30
第6時限 15:40 ~ 16:40

(講師氏名)

第8条 研修を担当する講師は、別紙4「講師情報」のとおりとする。

(研修カリキュラム及び使用する教材)

第9条 カリキュラム及び日程表は、別紙3のとおりとする。

研修に使用する教材は次のとおりとする。

公益財団法人介護労働安定センター「介護職員初任者研修テキスト」

(受講定員)

第10条 研修の定員は20名とし、手続き完了順で締め切る。

受講希望が定員を上回ったため受講できなかった者は、次回開講時に優先的に受講できるように取り計らう。

(受講料)

第11条 受講料は49,800円(テキスト代別)とし、指定期日までに、納入するものとする。

(受講対象者)

第12条 研修受講対象者は、福祉・介護の施設や事業所等で介護の業務に従事するために受講を希望する者で全日程に出席出来る者とする。

(受講手続)

第13条 受講申し込み手続は次のとおりとする。

(1) 受講希望者には当社より、研修案内、学則、カリキュラム、申込書等を送付する。

(2) 受講者は申込書に記入の上、郵送もしくはファックスにより返送するとともに、受講料等を入金する。

(3) 当社が受講料等の納入を確認したことをもって、受講料申込手続を完了したものとす。

(本人確認)

第14条 本人確認は開講オリエンテーション時に、免許証、健康保険証又は住民票等の写しの提出により行う。

(解約及び返金)

第15条 開講後に、受講生の自己都合により受講を中止した場合、受講料の返金は行わない。1週間前までに受講を取り消した場合は、受講料全額を返金する。

(個人情報の取扱)

第16条 受講者から取得した個人情報については、受講者等の秘密を漏らすことがないように、個人情報保護規定に則り、個人情報の取扱いを慎重かつ適正に行う。なお、修了者は富山県の管理する修了者名簿に記載される。

(研修修了の認定方法)

第17条 修了評価方法は別紙I「研修修了の認定方法」のとおりとする。
なお、修了評価試験不合格時は担当講師の補講による指導のうえ、修了評価当日に再試験を実施する。

(補講の方法及び取扱)

第18条 補講の方法は個別補講とする。
補講可能な科目数は6項目までとする。
なお、受講者は個別対応補講費用として1時間につき8,640円を負担する。

(科目免除)

第19条 富山県介護職員初任者研修実施要領の規定どおりに取り扱う。
受講料の減免措置はなし。

(受講中の事故等についての対応)

第20条 受講生自身の責任による研修中の事故等については、受講生本人で対処する事業者の責任による研修中の事故等については、事業者が必要な措置を講じるものとする。

(研修責任者)

第21条 研修責任者は次のとおりとする。
氏名 福俣慎一
役職 代表取締役社長

(苦情等相談)

第22条 苦情等相談窓口は次のとおりとする。
氏名 仲里雄樹
役職 教育事業担当
連絡先 076-461-6584

(情報開示)

第23条 情報開示等の担当者は次のとおりとする。

氏名 仲里雄樹

役職 教育事業担当

連絡先 076-461-6584

(修了証書を紛失・毀損した場合の取扱い)

第24条 受講者が修了証書を紛失・毀損した場合は「養成研修修了証明書等の紛失・毀損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。

証明書交付に係る費用は3,240円とする。

(遅刻及び早退)

第25条 遅刻及び早退は欠席扱いとする。その場合、補講を受けなければならない。

(退校)

第26条 受講生が申し出た場合は認める。また、当社及び他の受講生の利益を損なうような迷惑行為が認められる場合は退校処分とし、返金は行わない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第27条 事業者は受講希望者に対して受講の受付時に、受講に関わる必要な費用等を明記した学則及び研修を受講する上で重要な事項等を記載した書面等を配布して説明を行い、かつ、受講希望者の同意を得なければならない。

(施行細則)

第28条 この学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当社が定めることが出来る。

(附則)

この要領は、令和2年2月1日から施行する。